

岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会規約

(名称)

第1条 この会は、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会(以下「研究会」という。)と称する。

(目的)

第2条 研究会は、リニア中央新幹線(以下「リニア」という。)の開業による効果を県内に広く活かしていくため、観光、まちづくり、産業振興及び基盤整備について検討することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、リニアを活かした地域づくりのうち次の事項について、調査、研究及び検討を行うものとする。

- (1) 観光交流人口の拡大、新たな住まい方の実現に関すること
- (2) 産業活性化に関すること
- (3) 地域づくりを支える基盤づくりに関すること
- (4) その他地域づくりに関すること

(組織)

第4条 研究会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

(役員)

第5条 研究会に、次の役員を置く。

座長 1名

2 座長は、岐阜県知事をもって充てる。

(役員職務)

第6条 座長は、研究会を代表し、会務を総括する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する会員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 研究会の会議は座長が召集し、座長又は座長が指名する者が議長を務める。

(権能)

第8条 会議は、リニアを活かした地域づくりに関する検討のほか、次に掲げる事項について審議を行うものとする。

- (1) 研究会の規約に関する事項
- (2) 研究会の解散に関する事項
- (3) リニアを活かした地域づくりに関する重要な事項
- (4) その他研究会の運営に関する重要な事項

(議事)

第9条 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議において表決を要する事項については、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会員は、会議に代理人を出席させ、表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したもののみならず。

5 会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。

(専決)

第10条 座長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について専決することができる。

2 座長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の会議において報告しなければならない。

(幹事会)

第11条 研究会は、研究会の業務を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

(オブザーバー)

第12条 研究会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、研究会で承認を得た者をもって充てる。

3 オブザーバーは、研究会に随時出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第13条 研究会の事務を処理するため、事務局を岐阜県都市建築部リニア未来都市局リニア推進課内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、座長が別に定める。

(研究会の解散)

第14条 研究会は、その目的が達成されたときに解散する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会 会員

【市町村関係者】

- ・ 県内全市町村長

【産業経済関係者】

- ・ 岐阜県商工会議所連合会会長
- ・ 岐阜県商工会連合会会長
- ・ (一社) 岐阜県経済同友会筆頭代表幹事
(東濃5市及び可児市、可児郡の商工会議所、商工会)
- ・ 多治見商工会議所会頭
- ・ 中津川商工会議所会頭
- ・ 瑞浪商工会議所会頭
- ・ 恵那商工会議所会頭
- ・ 土岐商工会議所会頭
- ・ 可児商工会議所会頭
- ・ 笠原町商工会会長
- ・ 中津川北商工会会長
- ・ 恵那市恵南商工会会長
- ・ 御嵩町商工会会長

【観光関係者】

- ・ (一社) 岐阜県観光連盟会長
(東濃5市及び可児市、可児郡、飛騨圏域の観光協会の代表)
- ・ (一社) 多治見市観光協会理事長
- ・ 中津川市商工観光部観光課長
- ・ (一社) 瑞浪市観光協会会長
- ・ (一社) 恵那市観光協会会長
- ・ (一社) 土岐市観光協会会長
- ・ (一社) 可児市観光協会会長
- ・ 御嵩町観光協会会長
- ・ (一社) 飛騨・高山観光コンベンション協会会長
- ・ (一社) 下呂温泉観光協会会長

【岐阜県】

- ・ 知事
- ・ 理事
- ・ 総合企画部長
- ・ 商工労働部長
- ・ 観光文化スポーツ部長
- ・ 県土整備部長
- ・ 都市建築部長
- ・ リニア未来都市局長
- ・ 西濃県事務所長
- ・ 揖斐県事務所長
- ・ 中濃県事務所長
- ・ 可茂県事務所長
- ・ 東濃県事務所長
- ・ 恵那県事務所長
- ・ 飛騨県事務所長

(参考)

【オブザーバー】

- ・ 東海旅客鉄道株式会社
- ・ 国土交通省中部地方整備局
- ・ 国土交通省中部運輸局
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 愛知県